○財務省令第八号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年一月二十五日

財務大臣　安住　淳

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「別表六(三十一)」を「別表六(二十二)」に、「別表七(二)」を「別表七(三)」に、「別表十(五)付表二まで、別表十(六)から別表十(十)まで、別表十(十二)」を「別表十(六)まで、別表十(十)」に改める。

第三十四条第二項中「別表六(三十一)」を「別表六(二十二)」に、「別表七(二)」を「別表七(三)」に、「別表十(十二)」を「別表十(十)」に改める。

第三十七条の九第二項及び第三十七条の十一第二項中「、別表六(十三)、別表六(十四)、別表六(十六)、別表六(十七)、別表六(二十)」及び「、別表六(二十三)、別表六(二十四)、別表六(三十)」を削り、「別表六の二(十六)」を「別表六の二(十七)」に、「別表十(九)」を「別表十(七)」に、「別表十二(十二の二)まで、別表十二(十五)から別表十二(十七)まで、別表十二(十九)」を「別表十二(十三)まで、別表十二(十六)から別表十二(十八)まで、別表十二(二十)」に改める。

別表一(一)の表中

所得金額又は欠損金額 (別表四「46の①」)	所得金額又は欠損金額 (別表四「44の①」)

に、

法人税額の特別控除額 (別表六(六)「27」＋別表六(七)「16」＋別表六(八)「19」＋別表六(十)「23」＋別表六(十一)「23」＋別表六(十二)「22」＋別表六(十五)「32」＋別表六(十八)「　」＋別表六(十九)「22」＋別表六(二十二)「21」＋別表六(二十五)「24」＋別表六(二十六)「12」＋別表六(二十六の二)「24」＋別表六(二十六の三)「９」)	

を

法人税額の特別控除額 (別表六(六)「27」＋別表六(七)「16」＋別表六(八)「19」＋別表六(十)「23」＋別表六(十一)「23」＋別表六(十二)「22」＋別表六(十三)「32」＋別表六(十四)「24」＋別表六(十五)「22」＋別表六(十六)「24」＋別表六(十七)「12」＋別表六(十八)「24」＋別表六(十九)「９」)	

に、

リース特別控除取戻税額 (別表六(十三)「30」＋別表六(十六)「30」＋別表六(二十)「30」＋別表六(二十三)「30」＋別表六(二十八)「30」＋別表六(三十)「31」)	

を

連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	

に、

欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七㈠「２の計」＋(別表七㈡「11」、「22」又は「32」))	欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七㈠「４の計」＋(別表七㈡「11」若しくは「23」又は別表七㈢「10」))
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七㈠「３の合計」)	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七㈠「５の合計」)

を

に、

㉚　の　18　%　相　当　額	㉚
㉛　の　30　%　相　当　額	㉛

を

の　18　%　又　は　15　%　相　当　額	
の　30　%　又　は　25.5　%　相　当　額	

に、

法人税額 (㉝の30%相当額)	法人税額 (㉝の30%又は25.5%相当額)

を

に改め、同表の記載

要領第四号を次のように改める。